

## 新城市鳥獣捕獲許可に関し従事者に補助者を含めることに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新城市鳥獣捕獲許可事務取扱要綱（平成17年新城市告示第9号）別表許可対象者の項第4のただし書に規定する補助者（以下「補助者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助者の資格)

第2条 鳥獣捕獲許可を受けようとする法人若しくは受けた法人（以下「この法人」という。）は、わな免許を有しない者を鳥獣捕獲に関し補助者として従事させようとする場合は、この法人が開催するわな猟補助者講習会を修了し、捕獲技術、安全性等が確保されている者とする。

(わな猟補助者講習会)

第3条 わな猟補助者講習会は、わな免許所持者を講師とし、次に掲げる事項を指導して行うものとする。

- (1) わなの構造
  - (2) わな猟の危険性及び安全確保の方法
  - (3) 補助者として従事することのできる業務
- (補助者として従事することのできる業務)

第4条 補助者は、この法人に属する従事者のうち、わな猟免許所持者（以下「わな猟免許所持者」という。）の指示により、わなの管理（見回り、えさやり）を行うことができる。また、わな猟免許所持者の指揮監督の下で、わなの設置、捕獲駆除及びわなの撤去を補助することができる。

(わな補助者講習会修了証の携帯)

第5条 補助者は、補助者の業務を行う場合、従事者証とともに、わな猟補助者講習会修了証を携帯しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、補助者に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。